

告示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第三十二号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第八十六条の二第一項の規定により認定したので、対象区域等を次のとおり公告する。

令和六年十二月二十四日

埼玉県川越建築安全センター所長 国分政勝

第一号	認定番号	認定年月日	対象区域	公告に係る対象区域等を縦覧に供する場所
令和六年十二月十三日			埼玉県和光市西大和団地二千六百六十六番二、二千六百六十六番二十五、二千六百六十六番四十四及び二千六百六十六番二十四、二千六百六十六番二十六、五千九十二番五の一部	埼玉県川越建築安全センター